

**令和6年度 運営指導における主な指導事例
(福祉用具貸与・特定福祉用具販売に関する事項)**

1 運営基準

(1) 指定福祉用具貸与の具体的取り扱い方針について

【事例】

貸与及び販売の選択制の対象となっている福祉用具を提供したケースについて、貸与及び販売のいずれかを選択できることやそれぞれのメリット及びデメリットについて、十分な説明を行っていない。

ア 選択制の対象となっている「固定用スロープ」「歩行器（歩行車を除く）」「単点杖（松葉杖を除く）」「多点杖」を提供する場合には、貸与又は販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければいけません。

イ 上記説明を行った際は、その記録を残してください。

【事例】

福祉用具貸与の提供に当たって、貸与する用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等の情報について、十分な説明を行っていない。

ア 福祉用具貸与を提供する際には、貸与する用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等の情報を提供しなければいけません。

イ 上記説明を行った際は、その記録を残してください。

(2) 福祉用具貸与計画の作成について

【事例】

福祉用具貸与と販売の両方を利用したケースについて、福祉用具貸与計画に販売に係る内容が盛り込まれていない。

ア 福祉用具貸与と販売を同時に提供する場合は、計画を一体のものとして作成する必要があります。

【事例】

利用者の生活環境等の変化により、貸与する福祉用具が変更されていたが、計画を変更していない。

ア モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行う必要があり、変更した際には計画も変更する必要があります。

【事例】

福祉用具貸与計画に「福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期」が記載されていない。

ア 福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行う必要があります。

イ 上記モニタリングを行った後、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービス提供に係る居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告する必要があります。

(3) 衛生管理等について**【事例】**

消毒を委託している場合において、定期的な業務の実施状況の確認を行っていない。

ア 委託先事業者の業務の実施状況については、定期的に確認し、その結果等を記録する必要があります。

※ 消毒委託業者の業務の実施状況の把握については、委託契約書に、「定期的に確認する旨」を取り決めるときとされているため、委託契約書に定めた頻度で実施しているかご確認ください。

※ 受託者名が変更になった際、改めて委託契約が取り交わされておらず、委託業務の内容について確認できないものもありました。